

2025年4月4日

各 位

株式会社クシム
仮代表取締役 大月 雅弘
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問い合わせ先)
電話03-6427-7380 (代表)

(開示事項の経過) 社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2025年3月28日付「保有暗号資産等にかかる評価額の過年度訂正に関するお知らせ」にてお知らせしておりましたとおり、当社グループが保有する暗号資産等の一部におきまして、当社内にて調査及び検討を重ねた結果、2024年10月期第2四半期における会計処理の一部に対して、過年度での処理とする訂正が必要であることが判明しました。

その際の調査におきまして任意で発足しました調査委員会（委員長に本澤順子氏（弁護士、本澤法律事務所。）、委員に小黒健三氏（公認会計士、やまとパートナーズ株式会社。）、北川泰裕氏（弁護士、虎門中央法律事務所。）により構成）より、2025年3月31日付にて当該調査報告書を受領しました。調査結果につきましては、添付の「調査結果報告書（要約版）」をご覧ください。なお、当該調査委員会の調査につきましては、外部機関による調査の過程において、過年度における不正確な会計処理が行われていた可能性の指摘に対して、明確な会計基準ではなく、実務対応報告において当面の取り扱いとして会計処理等が定められている中で当社見解との相違があったことから、第三者の意見として社内検討資料とする位置づけであり、調査範囲等については相違した論点に焦点を当てた調査となっております。そのため添付の「調査結果報告書（要約版）」につきましては、企業情報、取引情報および外部機関による調査（資料の提出、ヒアリング）の過程や経緯など、調査結果の一部につき開示に適さない箇所を省略しております。

以 上

2025年3月31日

株式会社クシム 御中

調査結果報告書

(要約版)

株式会社クシム特別調査委員会

委員長 本澤 順子



委員 小黒 健三



委員 北川 泰裕



用語一覧

本報告書においては、下表のと通りの略称を用いる。

定義語	正式名称・内容
K 社	株式会社クシム、または株式会社クシムを親会社とする連結グループ https://www.kushim.co.jp/
KI 社	(企業名非開示)
FSCC	フィスココイン、F 社発行の暗号資産 K 社 2024 年 10 月期第 2 四半期において、備忘価額まで評価減 https://fiscocoin.jp/
Zaif	日本の暗号資産交換所、Z 社により運営 https://zaif.jp/
Zaif 価格	Zaif により公表されている価格
KI 社からの FSCC 購入取引	2023 年 12 月 19 日頃の取引。 K 社が行った KI 社からの FSCC 購入取引。Zaif 価格の約 45%Discount で購入。
2023 年 10 月の M&A	2023 年 10 月 31 日実行の K 社グループによる株式取得

本調査の概要（サマリ）

1 当委員会の設置経緯等

K社は、保有する暗号資産 FSCC の評価額を、2024 年 10 月期第 2 四半期（2024 年 4 月末時点）に備忘価額まで評価減を行った。そうしたところ、外部機関から指摘を受け、当該会計処理の適切性について調査・検証する必要性が生じたことから、K 社と利害関係を有しない外部専門家のみを委員とする特別調査委員会の設置を決定した。

当委員会は、K 社から依頼を受け、下記の調査対象について調査を実施し、本報告書を提出するに至ったものである。

なお、当委員会の委員及び調査補助者はいずれも日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月 15 日公表・同年 12 月 17 日改訂。以下「日弁連ガイドライン」という。）に準拠して選任されており、K 社と何らの利害関係を有していない。

2 開示を行うこととした調査対象

K社において、2024 年 10 月期第 2 四半期（2024 年 4 月末時点）に、保有する FSCC の評価額を備忘価額まで評価減しているところ、当該評価減のタイミングは適切であったといえるか。すなわち、それよりも以前の 2023 年 10 月期にゼロ又は備忘価額までの評価減を行うべきだったといえるか。

3 調査方法

K 社、UHY に対して調査対象に関する関係資料等について提出を求め、

当該関係資料を検証したほか、ヒアリングを実施する方法により事実関係を調査した。

4 調査結果の概要

FSCC のゼロ又は備忘価額までの評価減は、2023 年 10 月期には実施すべきであったと考えられる。

5 理由の要旨

FSCC は活発な市場のない暗号資産であり、活発な市場のない暗号資産については、処分見込価額が合理的に見積もれない限り、ゼロ又は備忘価額まで減額するのが原則である。そこで、処分見込価額が合理的に見積もれるかについて、2023 年 10 月期に関し、以下のとおり結論付けた。

(1) 第三者との取引に関する事情

- ・ 2023 年 10 月期末において、いずれも「独立第三者」と呼べる相手先に対して FSCC の売却予定や FSCC を売却する場合の見積り等は取得していなかった。
- ・ 2023 年 10 月期末において、処分見込価額を合理的に見積もるための基礎となる「独立第三者の当事者との相対取引を行った場合の価額等」がなかった。

(2) 取引所である Zaif の価格について

- ・ 2023 年 10 月期においても、Zaif 価格は「市場価格」ではあるが、

流通量の低迷のなかで価格が継続的に下落していたことが明確な状況であり、第三者間の取引として Zaif 価格で FSCC が大量に取引される期待を合理的に持つことは困難であり、公正価格たる時価（単価）とはいえない状況にあった。そのため、Zaif 価格×保有数量で計算された金額（Zaif 価格評価額）も公正な評価額（時価）とはいえない。

- 2023 年 10 月期時点で、Zaif 市場での取引は限定的であり、市場での流通性も懐疑的にならざるを得ない状況にあり、公正な評価額（時価）を形成する要件を満たしていない。

（3）FSCC の処分可能性

- 2023 年 10 月期において、FSCC の Zaif 価格が継続的に下落しており、通常の投資家にとって FSCC を保有することで値上がりの期待を抱かせるといえる状況にもなく、流動性は明らかに低かった。
- 2023 年 10 月に、M&A を通じて K 社グループが大量の FSCC を受け入れることとなったが、その市場価値について適切な評価が行われた形跡がない。M&A 時に FSCC を簿価で受け入れたことの合理性も立証できていない。
- KI 社との取引では Zaif 価格の 45%の Discount で FSCC が取引されており、Zaif 価格の信頼性がさらに低下していた。
- K 社グループで大量の FSCC を受け入れた結果、保有枚数÷年間

取引量＝12.1年となり、Zaif 価格やそれに準じた価格で全ての FSCC を処分できると考えることは合理的とは言えない。

(4) まとめ

以上のとおり、2023年10月期においては、Zaif 価格は公正価格とはいえ、処分見込価額を合理的に算定するための時価算定の指標であったとは言いがたい。また、K社が大量の FSCC を M&A によって受け入れた結果、処分可能性が著しく低下したことが指摘できる。単価及び保有量の両方の側面で、合理的に処分見込価額を見積もれる状態とはいえ、FSCC をゼロ又は備忘価額まで評価減を実施すべきだったと言わざるを得ない。

なお、本件においては、K社が違法・不正な会計を行った疑いがあるとして調査が開始された訳ではないため、本委員会としては不正調査を行っておらず、再発防止策の提言なども行っていない点、付言する。

以上